

別表(第3条、第4条、第6条関係)

名称	一台当たりの基準価格(円)	付属品	耐用年数	備考
軽度・中等度難聴用ポケット型	41,600	電池 イヤモールド	原則5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障がいの状況により、イヤモールドを必要とする場合は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号、以下「告示」という。)別表の3に定める修理基準(5)その他(以下「修理基準」という。)の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</li> <li>・ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。</li> <li>・平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</li> <li>・FM型受信機、オーディオシュー、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内</li> </ul>
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900			
高度難聴用ポケット型	41,600			
高度難聴用耳かけ型	43,900			
重度難聴用ポケット型	55,800			
重度難聴用耳かけ型	67,300			
耳あな型(レディメイド)	87,000	電池 イヤモールド		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000			
骨導式ポケット型	70,100	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド		
骨導式眼鏡型	120,000	電池 平面レンズ		

			<p>で必要な額を加算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。</li></ul>
--	--	--	--